

# 新型コロナウイルス関連肺炎に関する 相談窓口のご案内

中国 湖北省または浙江省から帰国・入国された方、あるいはこれらの方と接触された方におかれましては、咳や発熱等の症状がある場合には、**最寄りの保健所へご相談ください。**

## 帰国者・接触者電話相談センター

➤ 平日：9時00分～17時00分  
多摩小平保健所 **042-450-3111**

平日：17時00分～翌9時00分  
土曜日・日曜日・祝日：終日  
都・特別区・八王子市・町田市合同電話相談センター  
**03-5320-4592**

### その他の相談窓口

皆様のご相談に対応するコールセンターが厚生労働省と東京都福祉保健局に設置されています。

- 厚生労働省の電話相談窓口 0120-565653 (9時～21時)
- 東京都福祉保健局の電話相談窓口 03-5320-4509 (9時～21時)

### <感染の疑い例(以下のⅠ及びⅡを満たす)> 令和2年2月16日現在

- Ⅰ 発熱(37.5度以上)かつ呼吸器症状を有している。
  - Ⅱ 発症から2週間以内に、以下の(ア)、(イ)、(ウ)のいずれかを満たす。
    - (ア) 新型コロナウイルス感染症であることが確定した人と濃厚接触歴がある。
    - (イ) 武漢市を含む湖北省または浙江省への渡航歴がある。
    - (ウ) 武漢市を含む湖北省または浙江省への渡航歴がある人と濃厚接触歴がある。
- ※ 濃厚接触とは、同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があったものなどをいう。
- ※ 疑い事例等の情報は随時更新されますので、最新の情報は、厚生労働省HPを確認していただくか、相談センター等へお問い合わせください。



公益財団法人

東京都保健医療公社

多摩北部医療センター